

～認定資格のご案内～

現在、医療ソーシャルワーカーに関係する認定資格は認定医療社会福祉士・認定社会福祉士・救急認定ソーシャルワーカーの3つがあります。それぞれの認定資格についての概要や取得方法を簡単にご紹介します。

1. 認定医療社会福祉士

①認定する機関・認定者数

日本医療社会福祉協会（非会員でも認定資格を受ける事は可能です。）認定者数:525名（H29.5月末現在）

②定義・位置づけ

認定医療社会福祉士とは、「医療ソーシャルワーカーの業務指針に従い、倫理綱領を遵守して社会福祉士及び介護福祉士法の定める相談援助を行うものであって、保健医療分野においての社会福祉実践に関する専門知識と技術を有し、科学的根拠に基づいた業務の遂行、及びスーパービジョンを行うことができる能力を有することを認められた」者のことを言います。将来的には、認定社会福祉士へとキャリアを積み上げるプロセスの一環に位置づけられたものとして、高い実践力と分野横断的な力量を兼ね備えた専門職であることを証明する認定です

③なるための要件

- 1) 社会福祉士登録後、保健医療分野における実務経験5年以上
- 2) 社会福祉士登録後の認定医療社会福祉士に関わる研修等において、合計180ポイント以上を取得
- 3) 上記180ポイントの内、日本医療社会福祉協会主催の現任者研修5種（「医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ」「医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱ」「保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修（通信）」、「実習指導者養成認定研修（3日間）」、「スーパーバイザー養成認定研修」）から40ポイント以上取得していること
- 4) ポイント対象となる研修等は、申請年度の前年度末までのものであること
- 5) ポイント要件を満たした上、ポイント認定後に課されるレポート2編の審査に合格すること

④申請のポイント認定対象となる各種研修や活動等

1. 学会参加
2. 講習会・研修会の受講（三重県医療ソーシャルワーカー協会主催の研修も認定医療社会福祉士に関わる研修として認証されています）
3. 地域活動・社会貢献
4. 論文・著作等
5. 学会発表
6. 講習会・研修会講師
7. 論文・学会演題の査読
8. 実習指導者としての業績およびスーパービジョンの実績
9. 日本医療社会福祉協会および都道府県協会の理事・監事等の業績

⑤認定資格の更新

5年更新となっています。所定の要件を満たすことで更新が可能です

※詳細は「日本医療社会福祉協会ホームページ」をご確認ください

2. 認定社会福祉士

①認定する機関・認定者数

認定社会福祉士認証認定機構 認定者数:484名 内、医療分野256名（H29.5月末現在）

②定義・位置づけ

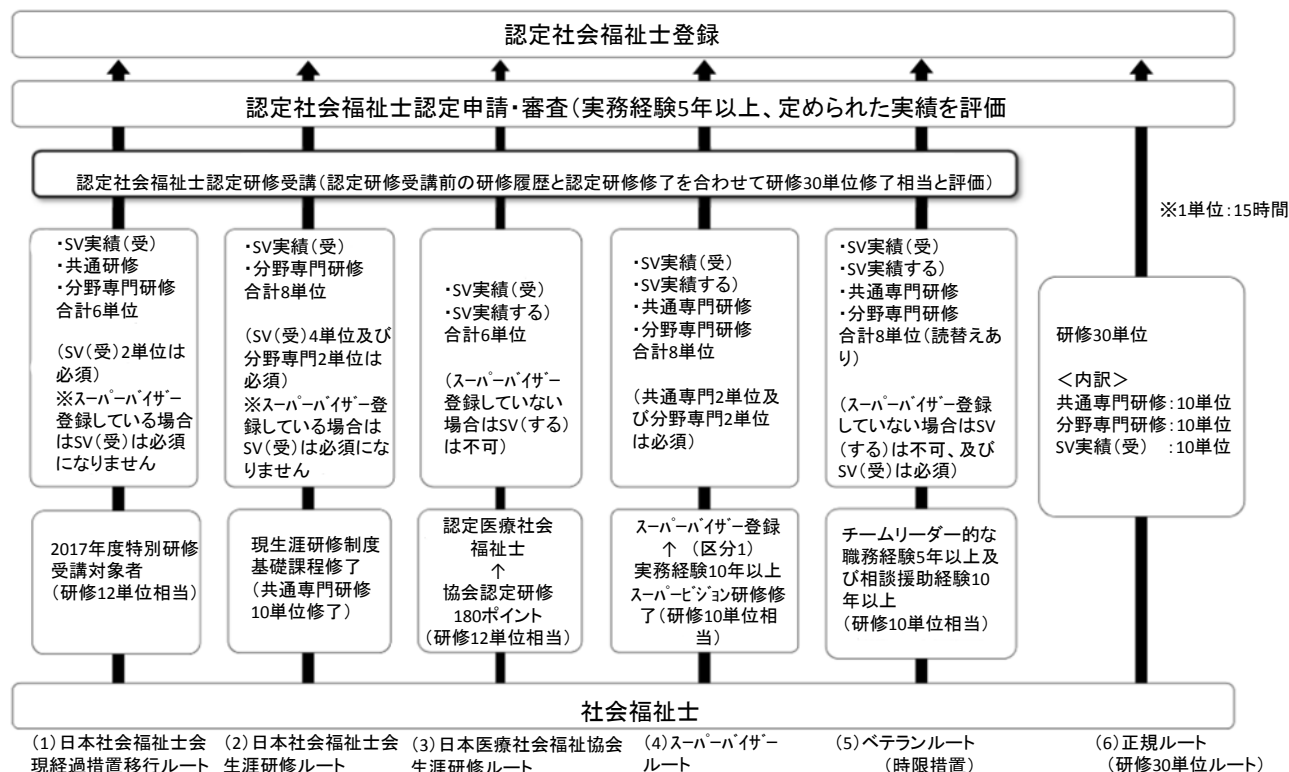
社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、所属組織を中心にした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者をいいます

③なるための要件

- 1) 社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること
- 2) 日本社会福祉士会又は、日本医療社会福祉協会の正会員であること
- 3) 相談援助実務経験が社会福祉士を取得してから5年以上あり、かつこの間、原則として社会福祉士制度における指定施設および職種に準ずる業務等に従事していること
- 4) 上記、実務経験の期間において、別に示す「必要な経験」があること
- 5) 機構が認めた認定社会福祉士取得ルートのいずれかに該当していること(2019年申請分より)

④認定社会福祉士取得ルート(2019年申請分より開始)

2019年度申請分より、正規ルートに加え5つの取得ルートが設けられ、より認定社会福祉士が取得しやすく!



⑤認定資格の更新

5年更新となっています。所定の要件を満たすことで更新が可能です

※詳細は「認定社会福祉士認証・認定機構ホームページ」をご確認ください

3. 救急認定ソーシャルワーカー

①認定する機関・認定者数

救急認定ソーシャルワーカー認定機構 認定者数:122名(H29.5月末現在)

②なるための要件

- 1) 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家資格を取得している
- 2) 保健医療分野におけるソーシャルワーカー歴が5年以上あり、かつ、救急医療に2年以上携わっている
- 3) 指定された研修等(機構が指定または承認する研修)を修了している
- 4) 機構が実施する試験に合格している

③認定までの流れ

- 1) 1次審査:救急分野の実務経験の確認、ソーシャルケースレポート3事例の審査
- 2) 認定研修(2日間)、認定試験(認定研修終了後に実施)

④認定資格の更新

5年更新となっています。所定の要件を満たすことで更新が可能です

※詳細は「救急認定ソーシャルワーカー認定機構ホームページ」をご確認ください